（記載上の注意）
(1)　一般的事項
a　［略］
b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
［c～g　略］
h　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
［(2)～(4)　略］
(5)　主要な経営指標等の推移
a　最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。
［(a)～(h)　略］
(i)　１株当たり純資産額（連結財務諸表規則第44条の２第１項又は第262条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）
(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第283条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
(k)　［略］
(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（連結財務諸表規則第284条の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）
(m)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）
(n)　自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあっては中間連結会計期間に係る純資産額から連結財務諸表規則第259条において準用する連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第260条において準用する連結財務諸表規則第43条の３の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
［(o)～(s)　略］

（記載上の注意）
(1)　［同左］
a　［同左］
b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
［c～g　同左］
［加える。］
［(2)～(4)　同左］
(5)　［同左］
a　最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。
［(a)～(h)　同左］
(i)　１株当たり純資産額（中間連結財務諸表規則第46条第１項及び連結財務諸表規則第44条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）
(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間連結財務諸表規則第65条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
(k)　［同左］
(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（中間連結財務諸表規則第65条の２に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）
(m)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）
(n)　自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあっては、中間連結会計期間に係る純資産額から中間連結財務諸表規則第45条の２の２において準用する連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、中間連結財務諸表規則第45条の３において準用する連結財務諸表規則第43条の３の規定により掲記される新株予約権の金額及び中間連結財務諸表規則第２条第９号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
［(o)～(s)　同左］